

京都市公共施設等整備管理基金条例（平成25年3月12日京都市条例第49号）（行
財政局財政部財政課）

基金の弾力的かつ効果的な活用を図ることを目的として、設置目的が類似している京都市都市計画事業基金、京都市宅地開発関連事業基金及び京都市市街地再開発事業基金を統合し、本市の公共施設等の整備及び管理に関する事業の実施等に必要な財源に充てるため、京都市公共施設等整備管理基金を設置することとしました。

この条例は、平成25年3月29日から施行することとしました。

京都市公共施設等整備管理基金条例を公布する。

平成25年3月12日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 49 号

京都市公共施設等整備管理基金条例

(設置の目的)

第1条 次に掲げる事業の実施及び当該事業に係る公債の償還(以下「事業の実施等」という。)に必要な財源に充てるため、京都市公共施設等整備管理基金(以下「基金」という。)を設置する。

- (1) 本市が行う公共施設及び公用施設の整備及び管理に関する事業
- (2) 本市以外のものが行う公益性のある施設の整備及び管理に資する事業で、市長が適当と認めるもの

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算をもって定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、事業の実施等に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月29日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 京都市都市計画事業基金条例
- (2) 京都市宅地開発関連事業基金条例
- (3) 京都市市街地再開発事業基金条例

(行財政局財政部財政課)